

市有地売払い 一般競争入札募集要領 (郵便型入札)

令和 7 年 1 0 月

お問合せ

野田市役所総務部管財課管財係

〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1

電話：04-7199-4958（直通）

FAX：04-7122-1557

野田市ホームページでも情報提供を行っています。

【野田市ホームページアドレス】<https://www.city.noda.chiba.jp>

入札に参加を希望される方は、本要領をよく読み、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

目 次

	(ページ)
1 市有地売却一般競争入札（郵便型）の流れ	1
2 入札物件一覧	2
3 入札物件に付する売買条件	2～3
4 入札参加者の資格	3
5 現地説明	3
6 入札参加の申込み	3～5
7 入札の手続等	5～6
8 入札の無効	6～7
9 開札及び落札者の決定方法	7
10 契約の締結	7
11 契約保証金の納付	8
12 売買代金の支払方法	8
13 諸費用	8
14 その他	8～9
15 物件調書	10～44
16 様式集	45～59
市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書.....	46～47
役員等一覧表.....	48
誓約書	49～51
入札書	52～53
入札辞退届	54
市有財産譲渡申請書	55
土地売買契約書（案）	56～59

1 市有地売払い一般競争入札の流れ

1 公告日
令和7年10月22日（水）

2 入札参加申込（郵送又は持参）
受付期間 令和7年11月21日（金）午前8時30分から令和7年12月5日（金）午後5時15分までに必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
受付場所 野田市役所 高層棟 3階 総務部管財課管財係 04-7199-4958（直通）
申込方法 上記受付場所に郵送するか又は直接書類を持参により提出する。
(1) 持参の場合 午前8時30分から午後5時15分まで
(2) 郵送の場合 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で送付する。申込受付期間を過ぎたものは失格とする。（当日の消印有効ではない。）

3 入札保証金納付
納付期間 令和7年12月9日（火）から令和7年12月23日（火）まで
入札保証金 各自が見積もる入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）を野田市指定金融機関又は、収納代理金融機関（郵便局を除く）で納付する。

4 入札・開札（郵便入札）
入札書提出方法 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で入札書を郵送する。持参も可とする。
入札書提出期間 令和8年1月5日（月）午前8時30分から令和8年1月19日（月）午後5時15分までに必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く。当日の消印有効ではない。）
開札日時 令和8年1月20日（火）午前10時00分から
会場 野田市役所 高層棟5階 O A研修室（野田市鶴奉7番地の1）

5 市有財産譲渡申請書の提出
落札者は、令和8年2月3日（火）までに申請書を提出すること。

6 契約日
落札者は、令和8年2月17日（火）までに契約を締結すること。

7 売買代金の支払い
売買契約締結時に売買代金の100分の10以上（1円未満切上げ）の契約保証金を納付し、売買契約締結日から30日以内に売買代金残額を支払うこと。

8 所有権移転等
売買代金を全額納付した時に所有権を移転する。
所有権の移転登記は市が行う。（登録免許税は落札者が負担する。）

2 入札物件一覧

物件 番号	所在地	公簿地目	実測面積 (㎡)	用途地域	最低処分価格 (円)
7-1	野田市なみき二丁目 3 番 2	雑種地	278.40	近隣商業地域	5,777,100
7-2	野田市なみき四丁目 14 番 10	宅地	234.40	第一種低層住居 専用地域	4,974,000
7-3	野田市なみき四丁目 17 番 16	宅地	205.45	第一種低層住居 専用地域	4,497,100
7-4	野田市堤台字松山 484 番 1、485 番 5、487 番 1	宅地	668.53	市街化調整区域	13,877,100
7-5	野田市谷吉 124 番 2、127 番 4	雑種地	57.70	市街化調整区域	667,100

※物件の詳細については、物件調書（10～44 ページ）のとおりです。

※都合により入札を中止する場合があります。

3 入札物件に付する売買条件

建築物を建築する場合は、その規模や構造にかかわらず都市計画法に基づく
手続が必要です。都市計画課窓口で相談してください。

- (1) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員にその活動のために利用してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員にその活動のために利用してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員の事務所の用に供してはならず、かつこれらの業の用に転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。

- (5) 環境に著しく負荷を課す恐れのある業の用に供してはならず、かつこれらの業の用に転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。
- (6) 上記 (1) から (5) の条件に違反した場合は、違約金として売買代金の 3 割の額を支払うものとする。

4 入札参加者の資格

入札には、個人・法人を問わず参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は、当該入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当する者
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しないもの
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する者
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、本入札物件の所有権の取得又は借受け等使用収益権に関して、(4)、(5)、(6) に掲げるものから委託を受けた者

5 現地説明

現地説明は行いません。入札参加者は、本募集要領の物件調書により、必ずご自身において現地を確認していただき、諸規制等について調査確認を行ってください。

6 入札参加の申込み

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。所定の書類に必要事項を記載の上、添付書類を添えて野田市総務部管財課に郵送するか又は直接書類を持参により提出してください。ファクスやメールによる提出は受理しません。

(1) 提出書類

書類名	提出数	備考
市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	1 通	・ 指定様式 ・ 実印を押印すること
役員等一覧表	1 通	・ 法人が申請する場合のみ
誓約書	1 通	・ 指定様式
身分証明書	1 通	・ 個人が申請する場合のみ ・ 申請日前 3 か月以内に発行されたもの ・ 本籍地の市区町村で発行
商業又は法人登記簿謄本	1 通	・ 法人が申請する場合のみ ・ 申請日前 3 か月以内に発行されたもの ・ 法務局で発行
印鑑登録証明書	1 通	・ 申請日前 3 か月以内に発行されたもの ・ 個人の場合は市区町村、法人の場合は法務局で発行

※指定様式は本要領に添付しているほか、野田市ホームページからダウンロードできます。

(2) 受付期間

令和 7 年 11 月 21 日（金）午前 8 時 30 分から令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 5 時 15 分までに必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 受付場所

野田市役所高層棟 3 階 総務部管財課管財係管財係 04-7199-4958（直通）

(4) 申込方法

上記受付場所に郵送するか又は直接書類を持参により提出してください。

(ア) 持参の場合 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(イ) 郵送の場合 一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で送付してください。申込受付期間を過ぎたものは失格とします。当日の消印有効ではありません。

(5) 申込みに当たっての留意事項

(ア) 共有で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。この場合、入札の手続は、入札参加申込書の申込者が行ってください。

(イ) 資金提供を受けて売買契約する場合は、贈与税が発生する可能性がありますので留意してください。

(ウ) 契約者（落札者）の情報について公開請求があった場合には、野田市情報公開条例（平成 8 年野田市条例第 25 号）に基づき公開されます。

(エ) 提出書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(6) 「市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（写し）」及び「入札保証金納入通知書」の交付

上記(1)の書類が整っている場合は、書類を受領します。その場合、「野田市総務部管財課の受付印が押印されている市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(写し)」及び「入札保証金納入通知書」を入札参加者に交付します。※受付後は、その取り消し又は変更はできません。

郵送をご希望の場合には、簡易書留にて発送しますので、「490円分の切手を貼り付けた返信用封筒」と「予備の切手(※)」を同封してください。※予備の切手として、「40円切手1枚」を封筒には貼り付けず、同封してください。

(7) 入札保証金の納付

(ア) 入札に当たっては、1物件につき各自の見積もる入札金額の100分の5以上(1円未満切り上げ)の入札保証金の納付が必要です。

(イ) 令和7年12月9日(火)から令和7年12月23日(火)までに入札参加受付時に交付した「入札保証金納入通知書」を使用して、野田市指定金融機関又は収納代理金融機関(郵便局を除く。)で納付してください。※ATM(現金自動預払機)及びインターネットによる振り込みはできません。

納付後に、入札保証金を納付したことを証する「領収書」(金融機関の領収印があるもの)をファックスで令和7年12月23日(火)までに野田市総務部管財課管財係宛に送付してください。

ファックス番号(04-7122-1557)

(ウ) 入札保証金は、落札者を除き、入札参加者が「市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」において指定した金融機関(郵便局を除く。)の口座へ振り込みにより還付します。還付は、入札終了後4週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

(エ) 還付する入札保証金には、利息は付しません。

(オ) 落札者の入札保証金は、野田市契約事務規則(平成25年野田市規則第21号)第20条の規定により、契約保証金に充当します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

郵便入札により行います。

(2) 入札書提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で入札書を郵送してください。

持参も可とします。

(3) 入札書提出先

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1 野田市総務部管財課管財係へ郵送してください。

(4) 入札書提出期間

令和8年1月5日（月）午前8時30分から令和8年1月19日（月）午後5時15分までに必着（土曜日、日曜日及び祝日を除く。当日の消印有効ではありません。）

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで
期限までに到達しない場合は失格とします。

(5) 提出書類

(ア) 入札書（入札用封筒（任意）に入れ、封かんし、印鑑登録証明書に登録された印鑑で封印したもの）

(イ) 担当者の名刺

(6) 入札書の記入方法等

(ア) 所定の入札書に、入札者の住所、氏名又は法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記入の上、申込者本人の印鑑（入札参加申込書に押印した印鑑に限る。）を必ず押印してください。

(イ) 入札書への金額の記入は、算用数字（0、1、2、3、・・・）の字体を使用し、金額の頭には、入札者の印を押印してください。

(ウ) 入札書のアmount訂正はできません。

(エ) アmount以外の訂正、挿入、削除した箇所には、入札者の印を押してください。

(7) 入札に当たっての留意事項

(ア) いったん郵送（提出）した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることができません。

(イ) 入札を辞退する場合は、入札辞退届が必要です。

(ウ) 入札参加資格者が協定し、又は不穏な行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがあります。

(エ) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) アmountの訂正した入札書による入札

(3) アmount以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (7) 入札保証金を納付しない者又は、その金額が不足した者のした入札
- (8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札について不正行為があった入札
- (11) 入札価格が最低処分価格に達していない入札
- (12) 市有地一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

9 開札及び落札者の決定方法

- (1) 開札日時
令和8年1月20日（火）午前10時00分
- (2) 開札会場
野田市役所 高層棟5階 O A研修室
- (3) 落札者の決定方法
 - (ア) 開札の結果、最低処分価格以上の入札をした方のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
 - (イ) 最高額を提示した者が複数いる場合は、入札事務に関係のない野田市職員が代理してくじ引きを行いますので、ご了承の上入札に参加してください。
- (4) 開札結果について
落札者に対してのみ電話により連絡します。開札結果については、開札日の翌週中に入札者全員分の内容〔入札金額、入札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕を野田市ホームページに掲載します。電話での問合せにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、市有財産譲渡申請書に必要事項を記入し記名押印の上、個人においては住民票（発行日から3か月以内のもの）を添えて、令和8年2月3日（火）までに野田市総務部管財課管財係まで提出してください。
- (2) 契約の締結は、令和8年2月17日（火）までに行います。落札者が期限までに契約の締結をしない場合には、当該落札は無効となり、入札保証金は本市に帰属します。

11 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、野田市が発行する納入通知書により売買契約締結時に契約保証金を納付していただきます。売買代金の 100 分の 10 以上（1 円未満切上げ）を納付していただきますが、すでに納付されている入札保証金を契約保証金に充当しますので、契約保証金と入札保証金の差額を納付してください。なお、納付の詳細については、入札保証金の納付と同様です。
- (2) 契約保証金は、売買契約締結日から 30 日以内に差額の売買代金の支払いが行われなかった場合、本市に帰属します。

12 売買代金の支払方法

落札者は、野田市が発行する納入通知書により売買契約締結時に売買代金の納入通知書を交付しますので、売買契約締結日から 30 日以内に納付してください。なお納付額は、契約保証金との差額になります。

13 諸費用

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に関する登録免許税等、本売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

14 その他

- (1) 本要領に定めるもののほか、入札・契約手続については、野田市契約事務規則の定めるところによります。なお、当該規則は、市ホームページで閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは、現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (3) 物件の土地利用及び越境物等に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (4) 物件に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負いません。
- (5) 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁などの地下・地中・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、一切市は行いません。
- (6) 地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施しておりませんので、事前に調査をされる方は、必ず総務部管財課管財係へご連絡の上、実施するようにしてください。
- (7) 物件調書に記載の事項以外にも規制、指導がなされる場合があります。
- (8) 本要領に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定め

るところによります。

15 物 件 調 書

- ・本調書は、購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。入札の参加申し込み前に、必ず現地をご確認ください。
- ・本調書記載の有無にかかわらず、越境物、工作物等を含めて現状のままの引渡しとなりますのでご了承ください。
- ・本調書と現状が異なる場合には、現状を優先します。
- ・なお、本調書の補足説明は、次のとおりです。

補 足 説 明

- 1 供給処理施設の状況欄の「可能」とは、前面道路に配管されている場合を指します。なお、配管の位置等詳細については、関係各事業所、関係各課にご照会ください。
- 2 土地利用に当たっては、都市計画法、建築基準法等により指導がなされる場合もありますので、野田市都市計画課 開発指導係（直通 04-7199-7541）及び建築指導担当（直通 04-7199-7603）にご照会ください。

物件調書

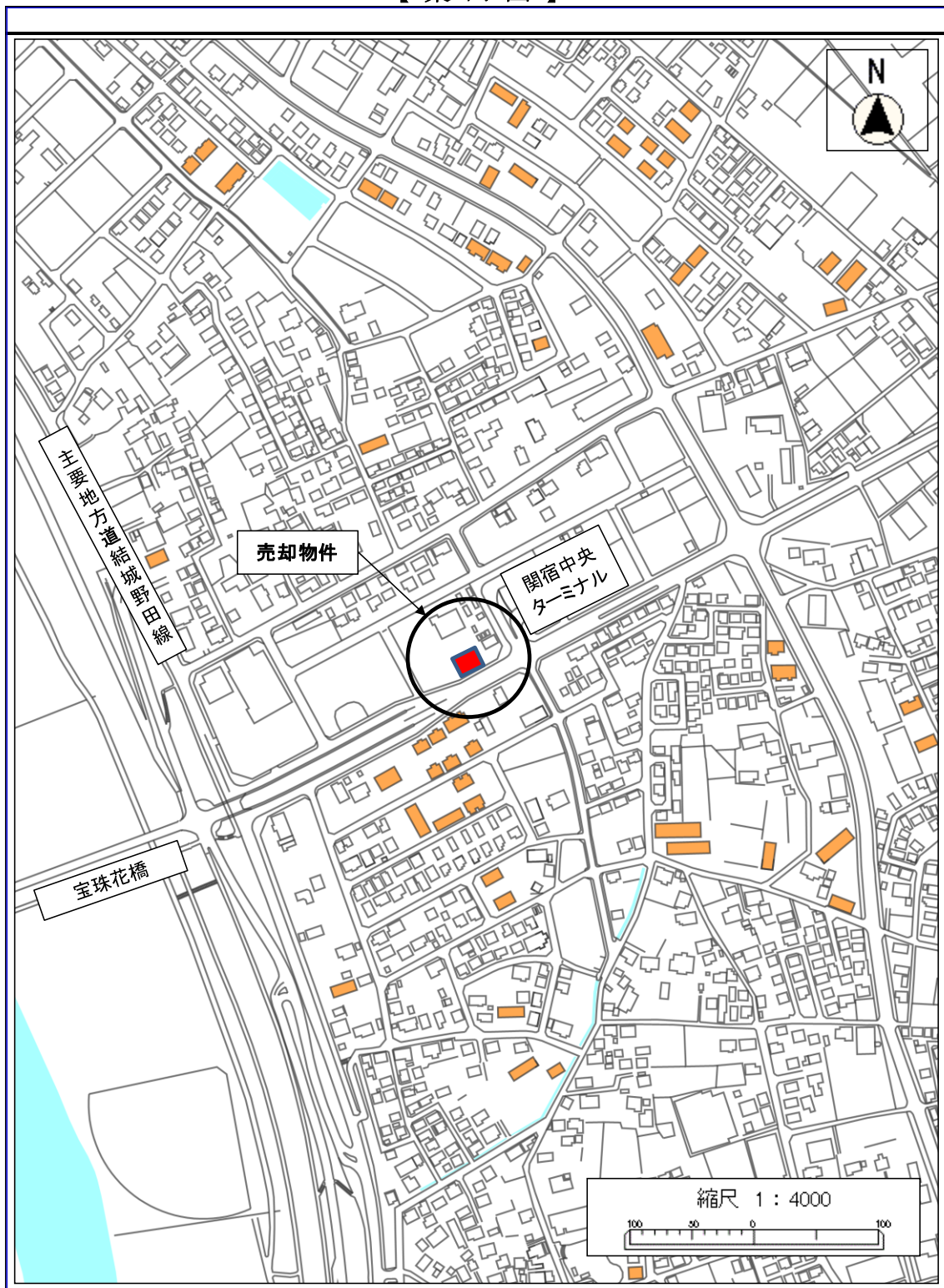
				物件番号	7-1
所在地	野田市なみき二丁目3番2				
内訳・面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	3番2	雑種地	278 m ²	278.40 m ²	
道路幅員及び 接面状況等	南側で幅員約18メートルの市道1514号線に接面（建築基準法第42条第1項第1号）				
法令等に基づく 制限	都市計画区域		市街化区域		
	用途地域		近隣商業地帯		
	建ぺい率		80%		
	容積率		200%		
	高度地区		指定なし		
	高さ制限		道路斜線制限有り 隣地斜線制限有り		
	防火地域・準防火地域		準防火地域		
	建築基準法第22条・第23条		指定有り		
	地区計画・建築協定		次木親野井地区地区計画		
	最低敷地		200 m ²		
私道の負担等 に関する事項	負担等の有無		無し		
	負担等の内容				
供給処理 施設状況	供給処理施設		事業所名		電話番号
	上水道	可能	野田市水道部工務課		04-7124-5146
	公共下水道 (汚水)	可能	野田市土木部下水道課		04-7199-3907
	公共下水道 (雨水)	未整備	野田市土木部下水道課		04-7199-3907
	電気	可能	東京電力エナジーパー トナー(株)カスタマー センター		0120-99-5007
	ガス	無し	プロパンガス		
	※詳細は、上記事業所にお問い合わせください				
交通機関	鉄道	東武野田線「川間駅」から北方へ約7.9 km			

(現地までの道路距離)	バス	朝日自動車バス「関宿中央ターミナル」バス停から西方へ約 60m 野田市コミュニティバスまめバス「関宿中央ターミナル」バス停から西方へ約 60m		
(現地までの道路距離)	公共機関	いちいのホール	約 1.5 km	
	小学校	二川小学校	約 2.0 km	
	中学校	二川中学校	約 1.8 km	

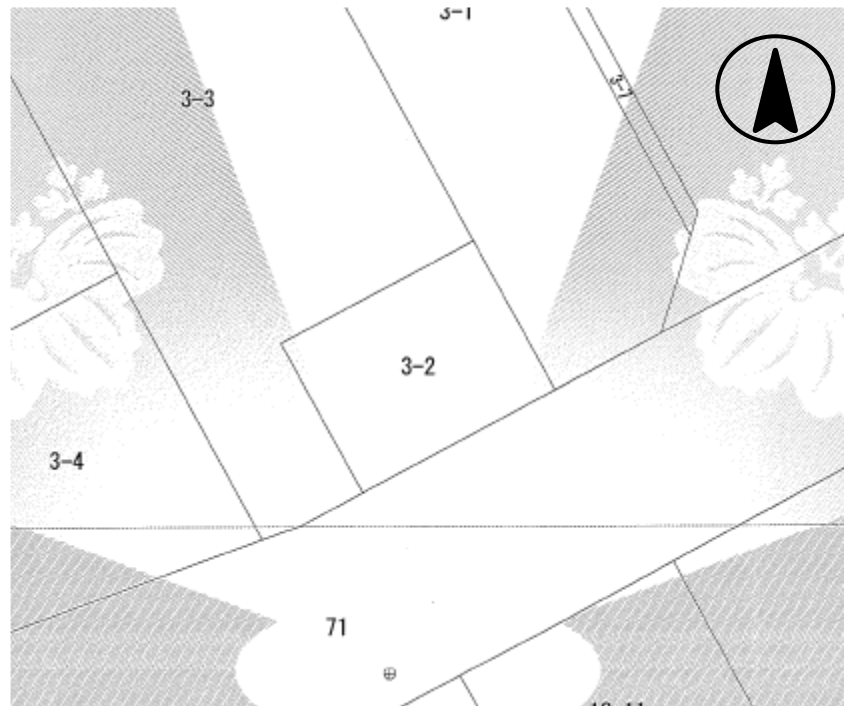
特記事項	1 建築物の建築制限について 建築物を建築する目的で行う 500 平方メートル以上の一団の土地で区画形質の変更がある場合は、開発許可が必要になりますので事前に都市計画課と協議してください。 また、開発行為又は住戸数が 4 戸以上の集合住宅、住宅以外で延べ床面積が 500 平方メートル以上、地上 3 階以上、地上高 10 メートル以上の建築物のいずれかに該当する場合は、野田市宅地開発指導要綱に基づく事前協議が必要となります。 2 都市計画法に基づく地区計画の届出 当該地は次木親野井地区地区計画の区域内であることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの制限、かき又はさくの構造の制限を遵守してください。 土地の区画形質の変更、道路境界側にかき又はさくの設置等を行う場合は、当該行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要になります。 3 インフラ施設（水道設備、排水設備、電気設備等）等で落札者が土地利用に当たり追加で費用負担が生じる場合がありますので、各施設管理者に確認してください。 4 上水道について 敷地内に引込み管はありません。上水道を使用する場合は、敷地内への引込み工事を行ってください。 給水工事については、野田市指定給水装置工事事業者で施工してください。 5 下水道について 敷地内に公共汚水枳が、なみき二丁目 3 番 3 を 1 宅地として 1 基設置されています。 なお、敷地分割利用のため、必要となる汚水枳については、自己負担での設置となりますので、詳細については下水道課で確認をしてください。 雨水につきましては、原則として宅内浸透で流出抑制となりますので、詳細については管理課で確認をしてください。 また、下水道の受益者負担金の納付の必要はありません。
------	--

	6 市道の掘削について 民地への出入りや管の取り出し等で、市道を掘削する場合には管理課と協議してください。 7 埋蔵文化財、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。 8 本物件は、現状有姿での引渡しになります。既存工作物、その他現地敷地内に存するものすべてをそのままの状態での売却となります。本市では移動・撤去及び除草等の対応は行いません。 9 残存物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。 10 本物件の境界標について、覆土や喪失、紛失、破損等により、一部現認し難くなっている場合があります。 これらの復元等が必要な場合は、落札者の費用負担で行ってください。 11 当該敷地は、野田市洪水ハザードマップによる浸水が予想される区域に立地しています。詳細については管理課に確認してください。 12 敷地内に設置されている鉄パイプ柵は、現状のままの引渡しとなります。本市では移動又は撤去等の対応はいたしません。 13 本物件の東側の隣接地に警察交番、北側の隣接地に保育園があります。 14 物件に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負いません。ただし、落札者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から 1 年以内に協議を申し出ることができるものとし、本市は協議に応じるものとします。
--	---

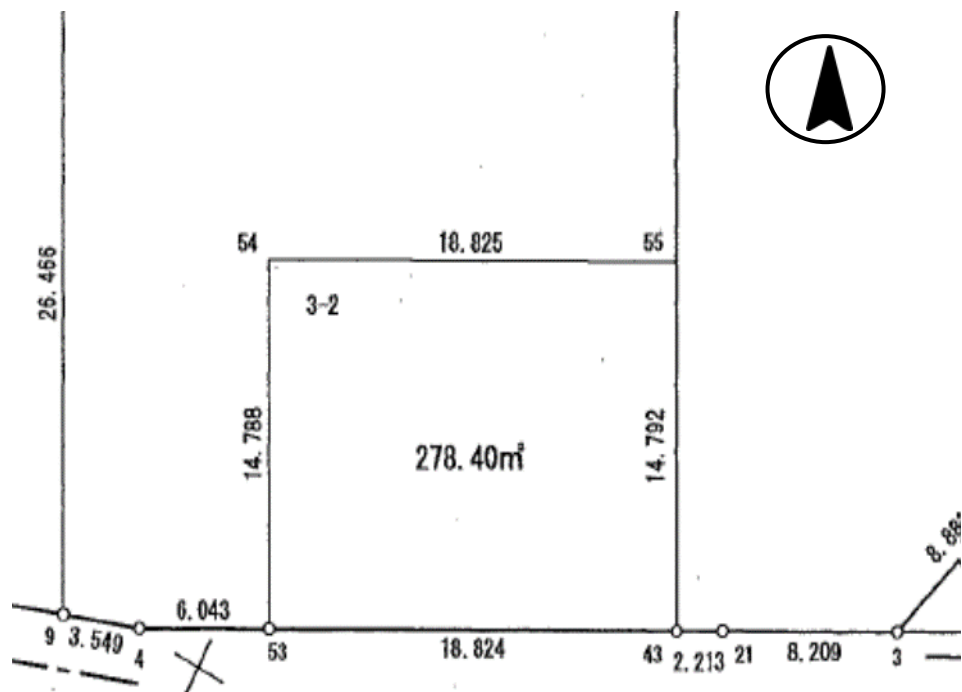
【案内図】



【 公 図 】



【 詳 細 図 】



【 現 地 写 真 】



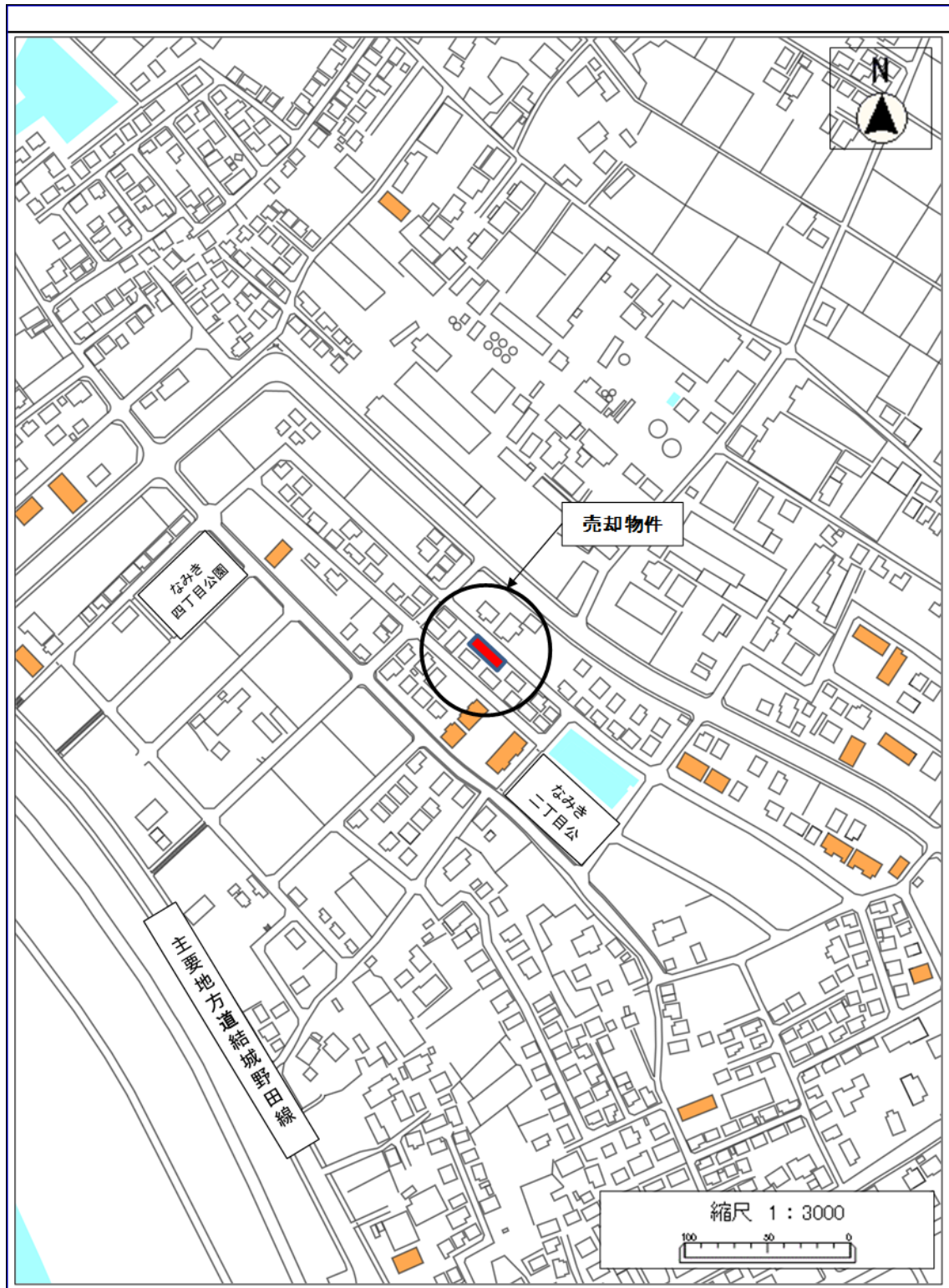
物件調書

				物件番号	7-2
所在地	野田市なみき四丁目 14 番 10				
内訳・面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	14 番 10	宅地	234. 40 m ²	234. 40 m ²	
道路幅員及び 接面状況等	東側で幅員約 6 メートルの市道 82386 号線に接面 (建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号)				
法令等に基づく 制限	都市計画区域		市街化区域		
	用途地域		第一種低層住居専用地域		
	建ぺい率		50%		
	容積率		100%		
	高度地区		指定無し		
	高さ制限		絶対高さ 10m 道路斜線制限有り 北側斜線制限有り 日影規制有り		
	防火地域・準防火地域		指定無し		
	建築基準法第 22 条・第 23 条		指定有り		
	地区計画・建築協定		次木親野井地区地区計画		
私道の負担等に関する事項	最低敷地		150 m ²		
	負担等の有無		無し		
	負担等の内容				
供給処理 施設状況	供給処理施設		事業所名		電話番号
	上水道	可能	野田市水道部工務課		04-7124-5146
	公共下水道 (汚水)	可能	野田市土木部下水道課		04-7199-3907
	公共下水道 (雨水)	未整備	野田市土木部下水道課		04-7199-3907
	電気	可能	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター		0120-99-5007
	ガス	無し	プロパンガス		
	※詳細は、上記事業所にお問い合わせください				

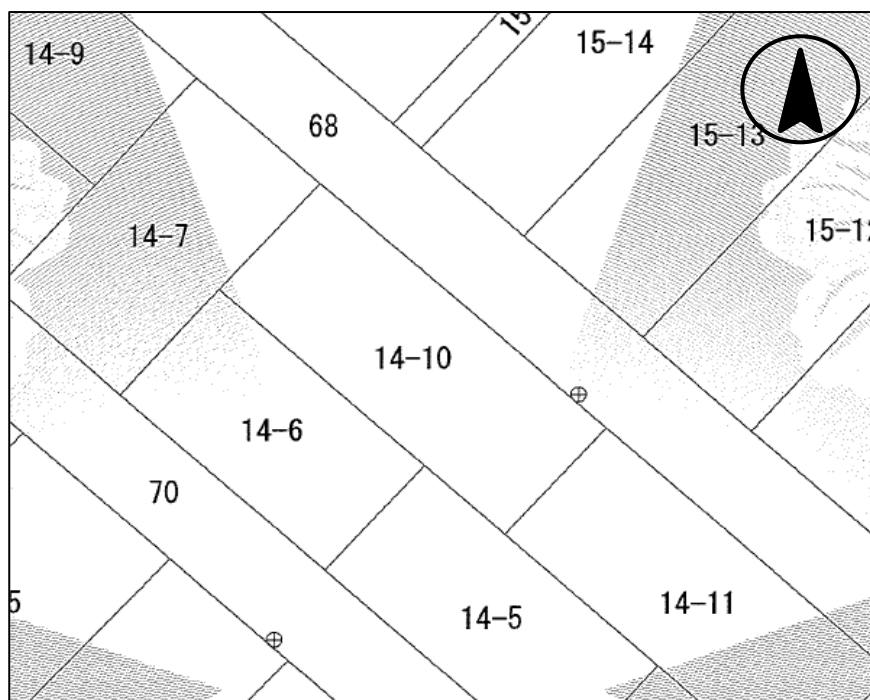
交通機関 (現地までの道路距離)	鉄道	東武野田線「川間駅」から北方へ約 8.5 km		
	バス	朝日自動車バス「親野井」バス停から東方へ約 600 m		
公共機関等 (現地までの道路距離)	公共機関		いちいのホール	約 2.3 km
	小学校		二川小学校	約 1.5 km
	中学校		二川中学校	約 1.3 km
特記事項	1 建築物の建築制限について 建築物を建築する目的で行う 500 平方メートル以上の一団の土地で区画形質の変更がある場合は、開発許可が必要になりますので事前に都市計画課と協議してください。 また、開発行為又は住戸数が 4 戸以上の集合住宅、住宅以外で延べ床面積が 500 平方メートル以上、地上 3 階以上、地上高 10 メートル以上の建築物のいずれかに該当する場合は、野田市宅地開発指導要綱に基づく事前協議が必要となります。 2 都市計画法に基づく地区計画について 当該地は次木親野井地区地区計画の区域内であることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの制限、かき又はさくの構造の制限を順守してください。 土地の区画形質の変更、道路境界側にかき又はさくの設置等を行う場合は、当該行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要になります。 3 インフラ施設（水道設備、排水設備、電気設備等）等で落札者が土地利用に当たり、追加で費用負担が生じる場合がありますので、各施設管理者に確認してください。 4 上水道について 敷地内に口径 20 mm の引込み管が 2 か所あります。現地での引込み位置が不明のため、調査が必要です。なお、使用しない引込み管は、撤去してください。 給水工事については、野田市指定給水装置工事事業者で施工してください。 5 下水道について 当該地は、公共汚水枳（φ200）が 2 箇所設置されています。敷地分割に伴い必要となる公共汚水枳については、自己負担での設置となりますので詳細は下水道課で確認をしてくだ			

	さい。下水道受益者負担金については、納付の必要はありません。雨水については、宅地内浸透にて流出抑制となりますので詳細は管理課で確認をしてください。 6 市道の掘削について 本物件への出入りや管の取り出し等で、市道を掘削する場合には管理課と協議してください。 7 埋蔵文化財、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。 8 本物件は、現状有姿での引渡しになります。既存工作物、その他現地敷地内に存するものすべてをそのままの状態での売却となります。本市では移動・撤去及び除草等の対応は行いません。 9 残存物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。 10 本物件の境界標について、覆土や喪失、紛失、破損等により、一部現認し難くなっている場合があります。 これらの復元等が必要な場合は、落札者の費用負担で行ってください。 11 当該敷地は、野田市洪水ハザードマップによる浸水が予想される区域に立地しています。詳細については管理課に確認してください。 12 本物件の西側隣接地の工作物（フェンス塀）が土地の境界線上に設置されていますが、現況のままで引渡となります。本市は、越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、ご了承のうえで入札に参加してください。 13 敷地内に電柱が1本あります。これらの取扱いについては、落札者において事業者と協議を行ってください。 なお、移設等の必要が生じた場合でも、本市では一切の費用を負担しません。 14 物件に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負いません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に協議を申し出ることができるものとし、本市は協議に応じるものとします。
--	---

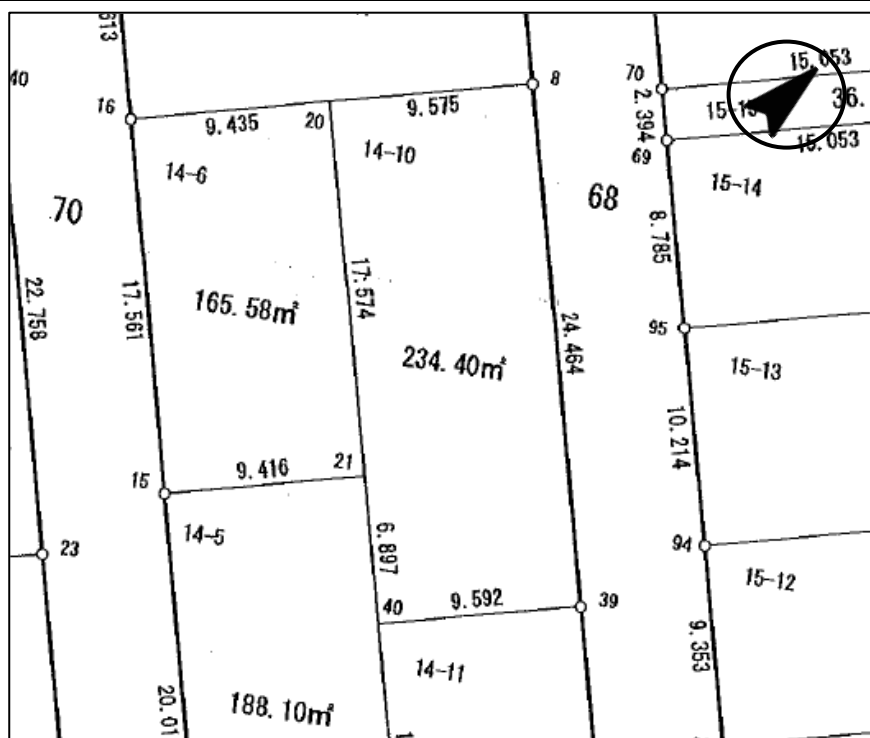
【案内図】



【 公 図 】



【 詳 細 図 】



【 現 地 写 真 】



物件調書

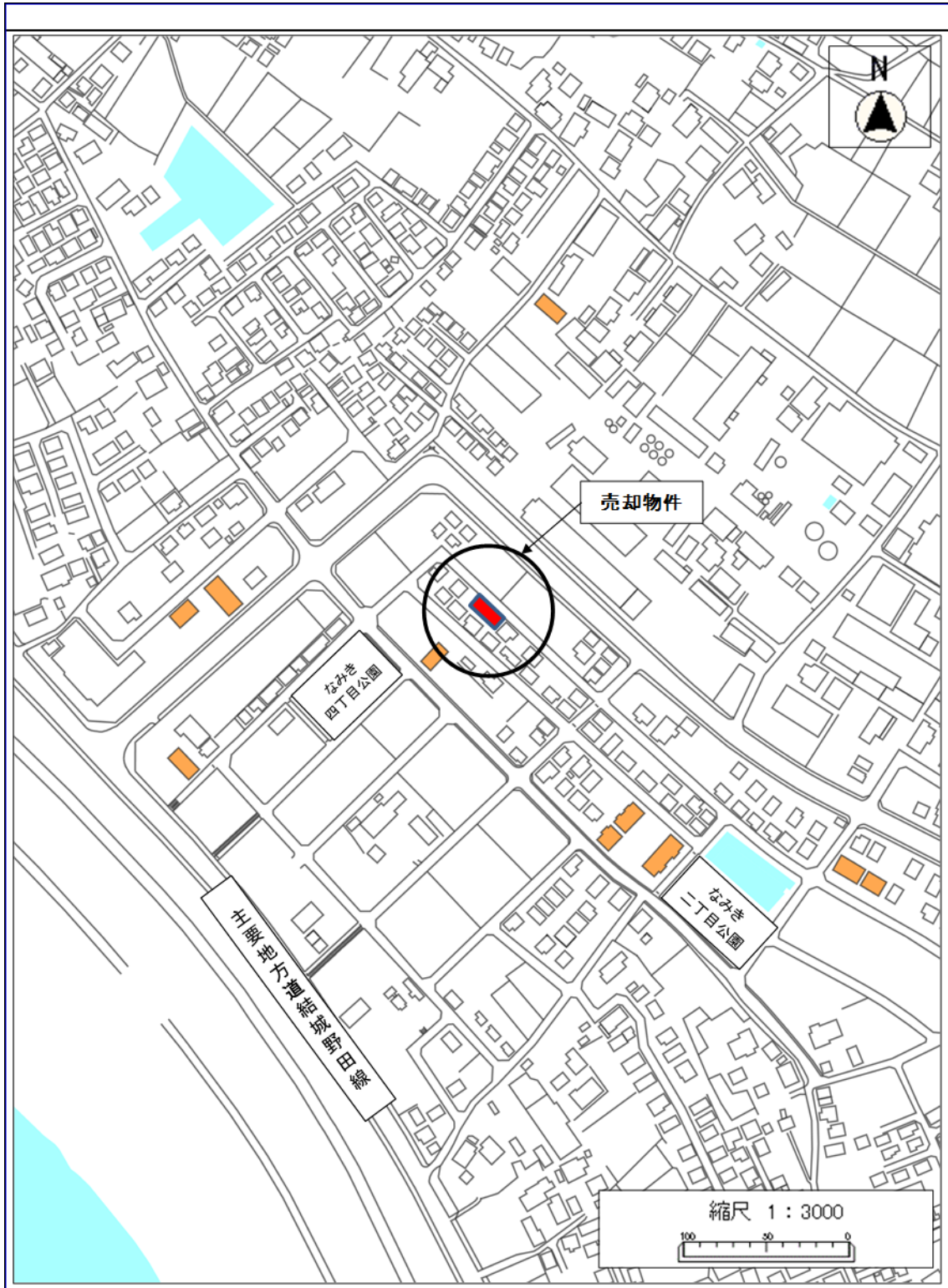
				物件番号	7-3
所在地	野田市なみき四丁目 17 番 16				
内訳・面積	地番	地目	公簿面積	実測面積	
	17 番 16	宅地	205. 45 m ²	205. 45 m ²	
道路幅員及び 接面状況等	東側で幅員約 6 メートルの市道 82386 号線に接面（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号）				
法令等に基づく 制限	都市計画区域		市街化区域		
	用途地域		第一種低層住居専用地域		
	建ぺい率		50%		
	容積率		100%		
	高度地区		指定無し		
	高さ制限		絶対高さ 10m 道路斜線制限有り 北側斜線制限有り 日影規制有り		
	防火地域・準防火地域		指定無し		
	建築基準法第 22 条・第 23 条		指定有り		
	地区計画・建築協定		次木親野井地区地区計画		
私道の負担等 に関する事項	負担等の有無		無し		
	負担等の内容				
供給処理 施設状況	供給処理施設		事業所名		電話番号
	上水道	可能	野田市水道部工務課		04-7124-5146
	公共下水道 （汚水）	可能	野田市土木部下水道課		04-7199-3907
	公共下水道 （雨水）	未整備	野田市土木部下水道課		04-7199-3907
	電気	可能	東京電力エナジーパー トナー（株）カスタマー センター		0120-99-5007

	ガス	無し	プロパンガス	
	※詳細は、上記事業所にお問い合わせください			
交通機関 (現地までの道路距離)	鉄道	東武野田線「川間駅」から北方へ約 8.7 km		
	バス	朝日自動車バス「親野井」バス停から東方へ約 500 m		
公共機関等 (現地までの道路距離)	公共機関		いちいのホール	約 2.2 km
	小学校		二川小学校	約 1.4 km
	中学校		二川中学校	約 1.2 km
特記事項	1 建築物の建築制限について 建築物を建築する目的で行う 500 平方メートル以上の一団の土地で区画形質の変更がある場合は、開発許可が必要になりますので事前に都市計画課と協議してください。 また、開発行為又は住戸数が 4 戸以上の集合住宅、住宅以外で延べ床面積が 500 平方メートル以上、地上 3 階以上、地上高 10 メートル以上の建築物のいずれかに該当する場合は、野田市宅地開発指導要綱に基づく事前協議が必要となります。 2 都市計画法に基づく地区計画について 当該地は次木親野井地区地区計画の区域内であることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの制限、かき又はさくの構造の制限を順守してください。 土地の区画形質の変更、道路境界側にかき又はさくの設置等を行う場合は、当該行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要になります。 3 インフラ施設（水道設備、排水設備、電気設備等）等で落札者が土地利用に当たり追加で費用負担が生じる場合がありますので、各施設管理者に確認してください。 4 上水道について 敷地内に口径 20 mm の引込み管が 1 か所あります。現地を確認してください。 給水工事については、野田市指定給水装置工事事業者で施工してください。 5 下水道について 当該地は、公共汚水枳（φ200）が 1 箇所設置されています。			

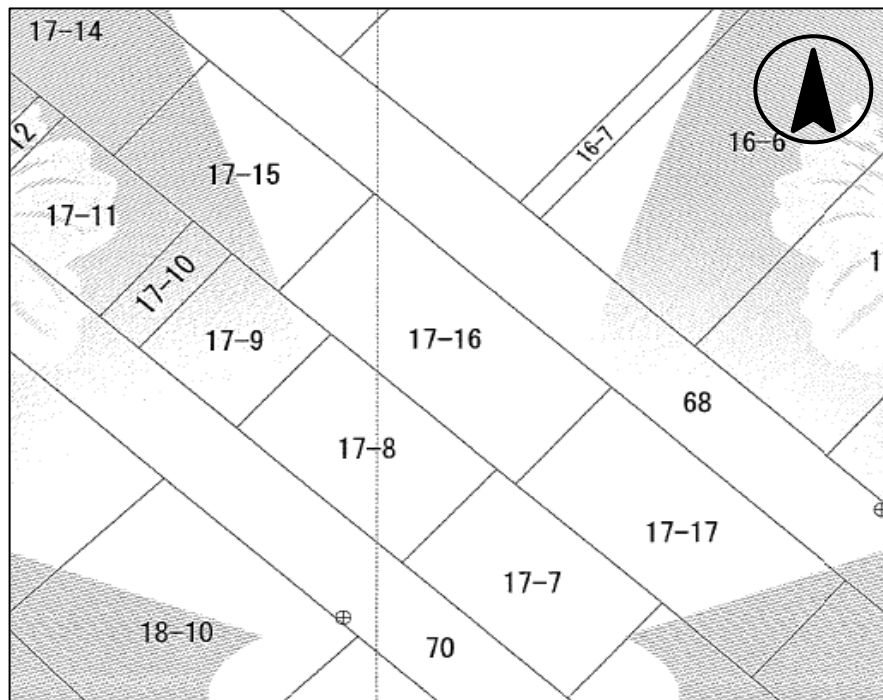
	敷地分割に伴い必要となる公共汚水樹については、自己負担での設置となりますので詳細は下水道課で確認をしてください。 下水道受益者負担金については、納付の必要はありません。 雨水については、宅地内浸透にて流出抑制となりますので詳細は管理課で確認をしてください。 6 市道の掘削について 民地への出入りや管の取り出し等で、市道を掘削する場合には管理課と協議してください。 7 埋蔵文化財、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。 8 本物件は、現状有姿での引渡しになります。既存工作物、その他現地敷地内に存するものすべてをそのままの状態での売却となります。本市では移動・撤去及び除草等の対応は行いません。 9 残存物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。 10 本物件の境界標について、覆土や喪失、紛失、破損等により、一部現認し難くなっている場合があります。 これらの復元等が必要な場合は、落札者の費用負担で行ってください。 11 当該敷地は、野田市洪水ハザードマップによる浸水が予想される区域に立地しています。詳細については管理課に確認してください。 12 本物件の西側隣接地の工作物（フェンス塀）の一部が土地の境界線上に設置されていますが、現況のままで引渡となります。本市は、越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、ご了承のうえで入札に参加してください。 13 敷地内に電柱が1本あります。これらの取扱いについては、落札者において事業者と協議を行ってください。 なお、移設等の必要が生じた場合でも、本市では一切の費用を負担しません。 14 物件に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負いません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に協議を申し出ることが
--	---

	できるものとし、本市は協議に応じるものとします。
--	--------------------------

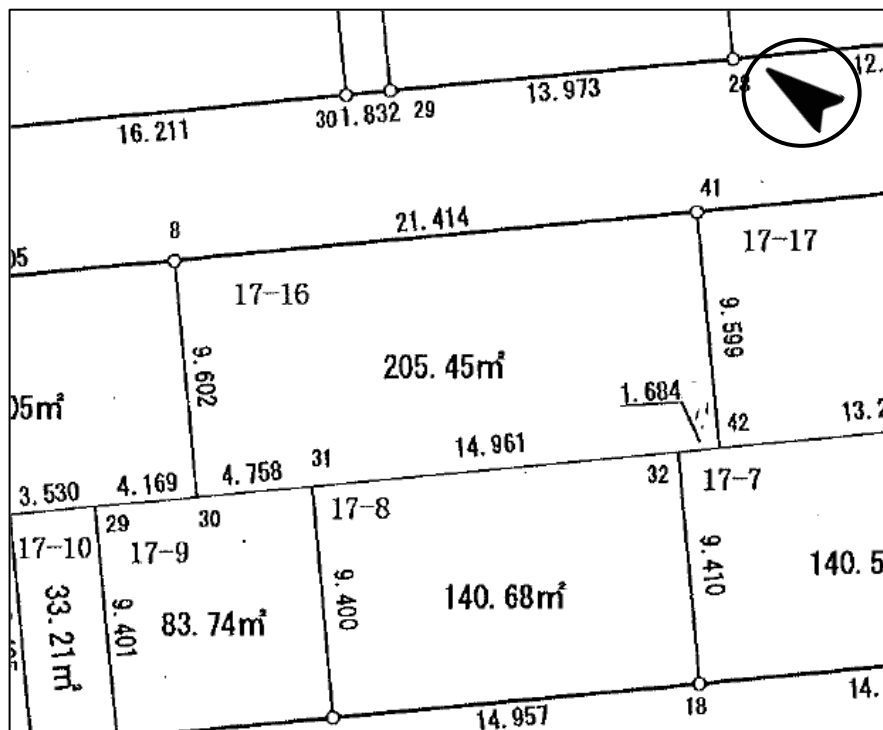
【案内図】



【 公 図 】



【 詳 細 図 】



【 現 地 写 真 】



物件調書

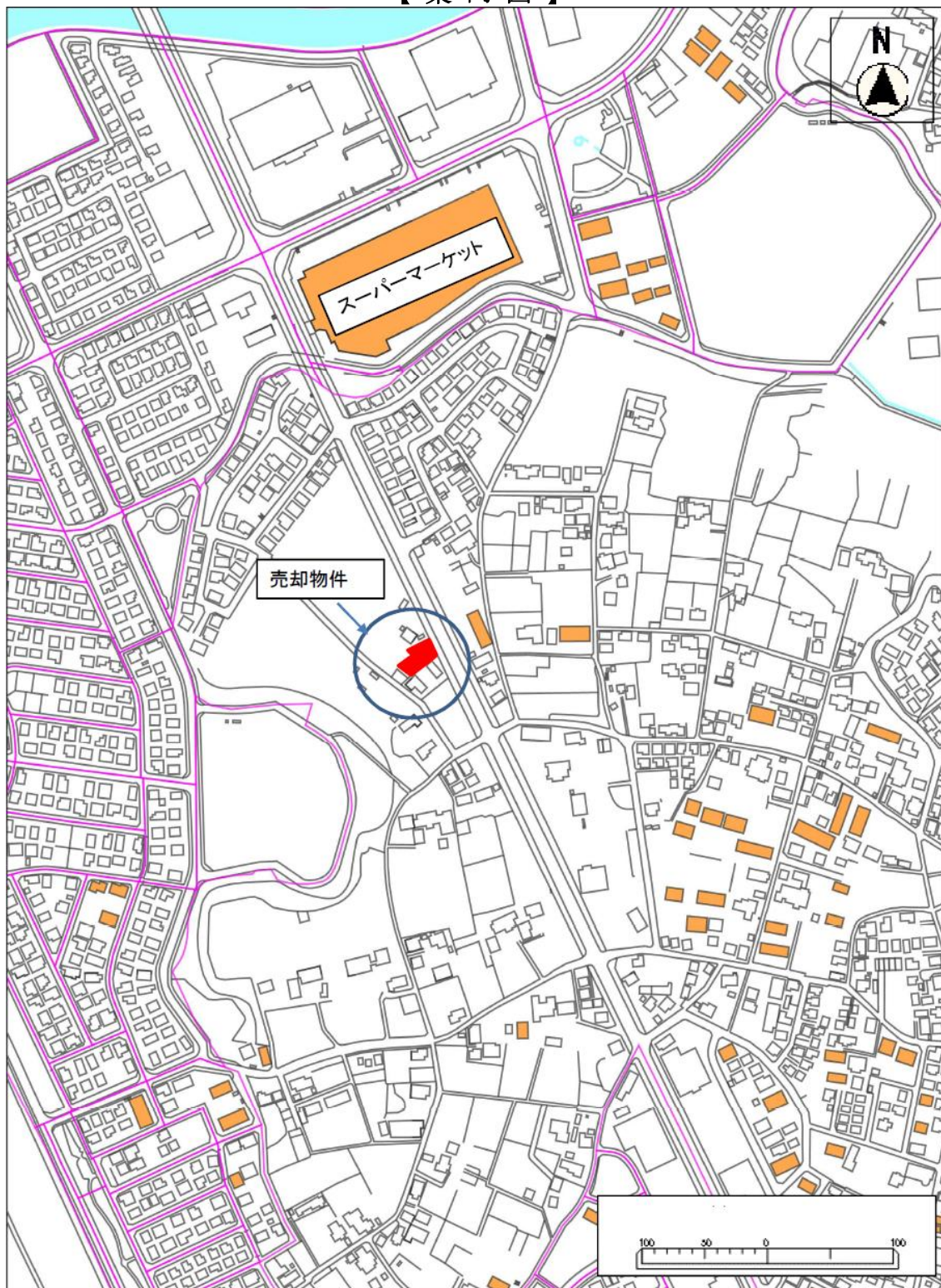
			物件番号	7-4
所在地	野田市堤台字松山 484 番 1、485 番 5、487 番 1			
内訳・面積	地番	地目	公簿面積	実測面積
	484 番 1	宅地	267.71 m ²	267.71 m ²
	485 番 5	宅地	186.43 m ²	186.43 m ²
	487 番 1	宅地	214.39 m ²	214.39 m ²
道路幅員及び 接面状況等	東側で幅員約 18.0 メートルの市道 1061 号線に接面 (建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号)			
法令等に基づく 制限	都市計画区域		市街化調整区域	
	用途地域		指定無し	
	建ぺい率		60%	
	容積率		200%	
	高度地区		指定無し	
	高さ制限		道路斜線制限有り 隣地斜線制限有り	
	防火地域・準防火地域		指定無し	
	建築基準法第 22 条・第 23 条		指定有り	
	地区計画・建築協定		指定無し	
	最低敷地		指定無し	
私道の負担等に関する事項	負担等の有無		無	
	負担等の内容			
供給処理 施設状況	供給処理施設		事業所名	電話番号
	上水道	可能	野田市水道部工務課	04-7124-5146
	公共下水道 (汚水)	未整備	野田市土木部下水道課	04-7199-3907
	公共下水道 (雨水)	未整備	野田市土木部下水道課	04-7199-3907
	電気	可能	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター	0120-99-5007
	ガス	都市ガス	野田ガス株式会社	04-7125-0101

	※詳細は、上記事業所にお問い合わせください		
交通機関 (現地までの道路距離)	鉄道	東武野田線「清水公園駅」から西方へ約 1.8 km	
	バス	茨城急行自動車バス「中野台入口」バス停から西方へ約 1.1km 野田市コミュニティバスまめバス「堤台八幡神社入口」バス停から北方へ約 150m	
公共機関等 (現地までの道路距離)	公共機関	市役所	約 3.7 km
	小学校	清水台小学校	約 1.0 km
	中学校	第一中学校	約 2.1 km
特記事項	1 建築物の建築制限について 当該地は市街化調整区域であるため、建築物を建築する場合は、都市計画法の許可等及び建築基準法の確認を受ける必要があります。 都市計画法の許可を受けるには都市計画法第 34 条の各号に該当しなければならず、同法第 34 条第 12 号に基づく「野田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」第 5 条第 1 項第 5 号に該当するため専用住宅の建築は可能です。また、同条例第 6 条の規定により開発行為を伴わない場合は第二種低層住居専用地域内に建築できる建築物が建築可能です。 ただし、「野田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則」第 5 条の規定により以下の基準を全て満たす必要があります。 (1) 当該開発区域を分割する場合は、分割後の各敷地が 165 平方メートル以上であること。 (2) 予定建築物は、建ぺい率 50 パーセント、容積率 100 パーセント、高さ 10 メートルをそれぞれ上限とすること。 なお、開発区域面積が 500 平方メートル以上又は住戸数が 4 戸以上の集合住宅、住宅以外で延べ床面積が 500 平方メートル以上、地上 3 階以上、地上高 10 メートル以上の建築物の場合は野田市宅地開発指導要綱に基づく事前協議が必要となります。 2 インフラ施設（水道設備、排水設備、電気設備等）等で落札者が土地利用に当たり追加で費用負担が生じる場合がありますので、各施設管理者に確認してください。 3 上水道について 敷地内に引き込み管はありません。		

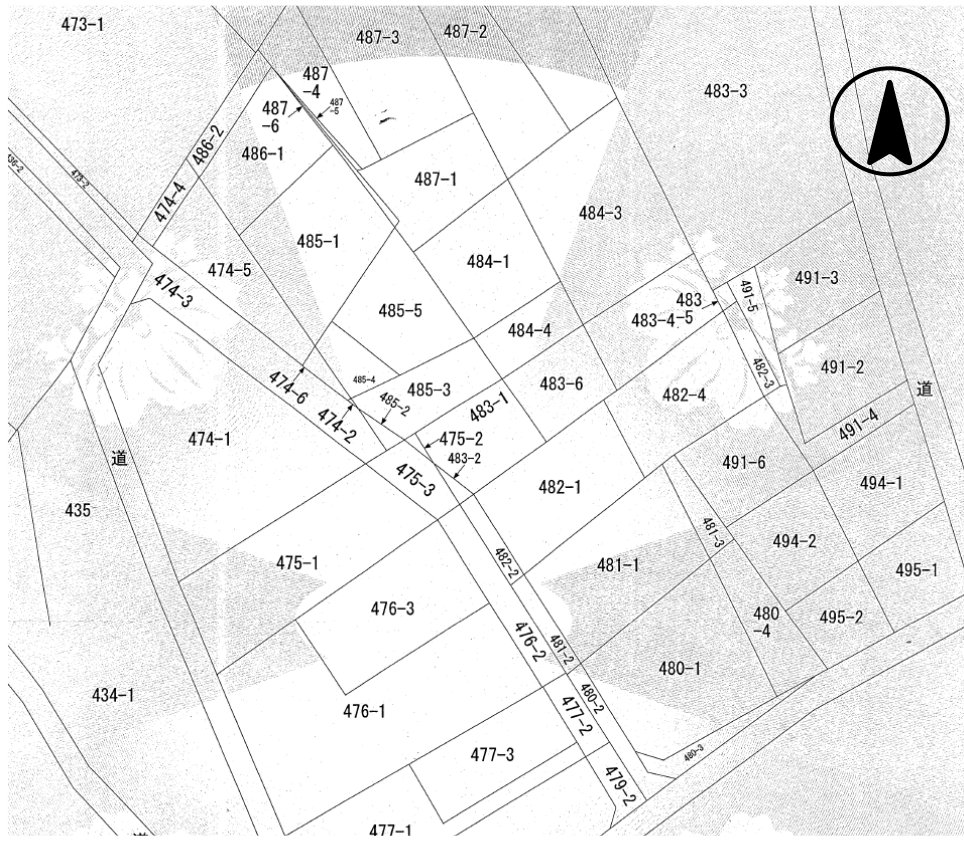
	東側道路の反対側の歩道内に本管が埋設されています。上水道を使用する場合は、敷地内への引き込み工事を行ってください。 給水工事については、野田市指定給水装置工事事業者で施工してください。 4 下水道について 全体計画区域内ですが事業計画区域外のため合併処理浄化槽による汚水処理となります。 雨水については、宅地内浸透にて流出抑制となりますので詳細は管理課で確認をしてください。 5 市道の掘削について 本地東側道路の車道と歩道には段差があり、車の侵入口がありません。民地への出入りや管の取り出し等で、市道を掘削する場合には管理課と協議してください。なお、植樹帯の撤去については、みどりと水のまちづくり課と協議してください。 6 埋蔵文化財、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。 7 本物件は、現状有姿での引渡しになります。既存工作物、その他現地敷地内に存するものすべてをそのままの状態での売却となります。本市では移動・撤去及び除草等の対応は行いません。 8 残存物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。 9 本物件の境界標について、覆土や喪失、紛失、破損等により、一部現認し難くなっている場合があります。これらの復元等が必要な場合は、落札者の費用負担で行ってください。 10 当該敷地は、野田市洪水ハザードマップによる浸水が予想される区域に立地しています。詳細については管理課に確認してください。 11 東側の市道内に都市ガスが配管されています。本敷地内への引き込みについては、野田ガス株式会社に相談してください。 10 敷地内に電柱が1本あります。これらの取扱いについては、落札者において事業者と協議を行ってください。 なお、移設等の必要が生じた場合でも、本市では一切の費用を負担しません。 11 物件に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負いません。ただし、落札者が消費者契約法
--	--

	(平成 12 年法律第 61 号) 第 2 条第 1 項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から 1 年以内に協議を申し出ることができるものとし、本市は協議に応じるものとします。
--	--

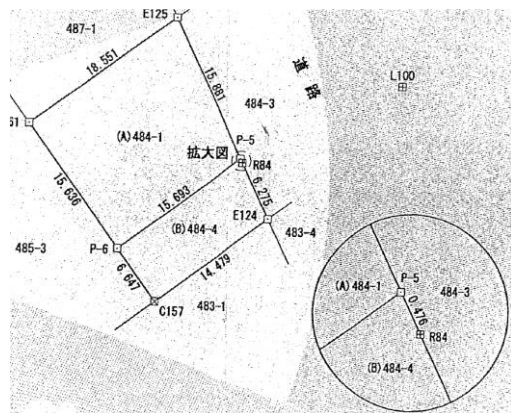
【案内図】



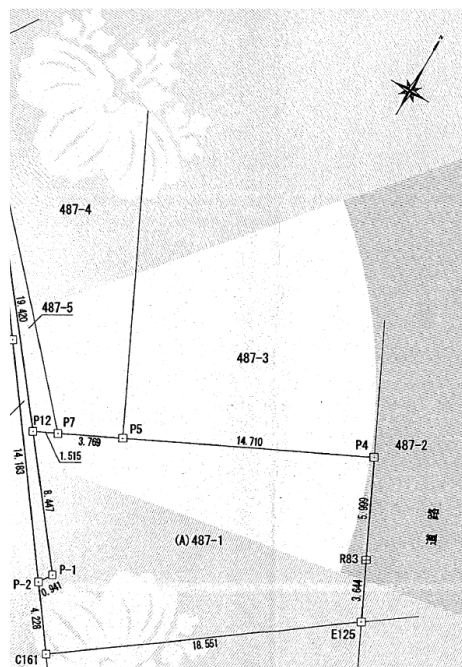
【 公 図 】



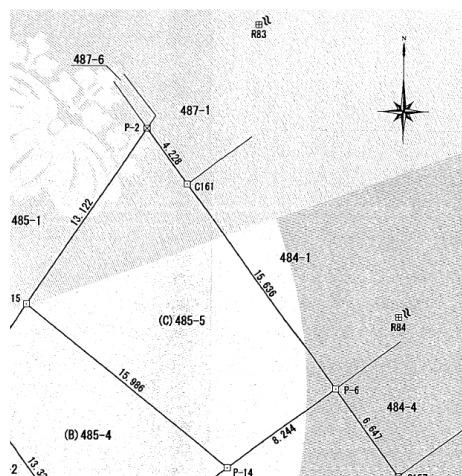
【 詳細図 】



地番	(A) 484-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
E125	-5741.861	1516.717	4999.099232	18.551
C161	-5752.820	1501.749	-35328.645225	15.636
P-6	-5765.386	1511.054	-4980.433984	15.693
P-5	-5756.116	1523.716	35845.418900	15.881
		倍面積	535.438923	
		面積	267.719461	
		地積	267.71	m ²

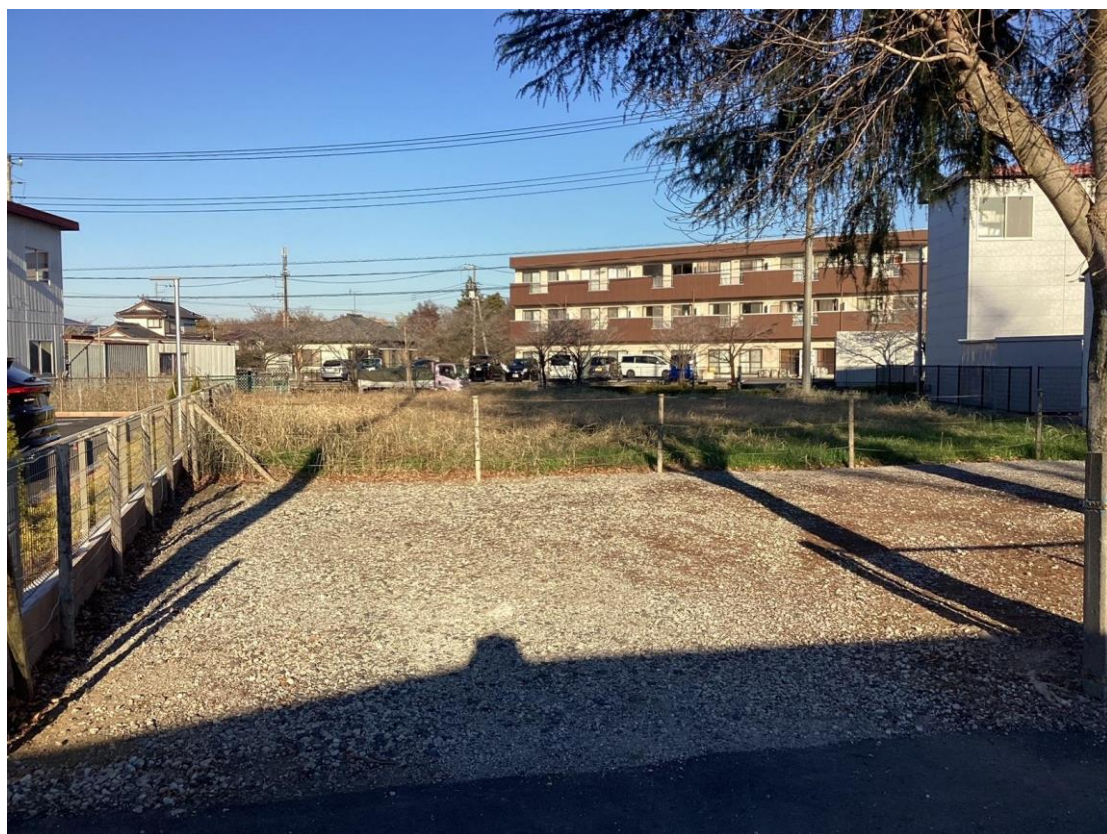


地番	(A) 487-1			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
E125	-5741.861	1516.717	21582.882910	3.644
R83	-5738.590	1515.111	13114.800816	5.999
P4	-5733.205	1512.467	-1660.688766	14.710
P5	-5739.688	1499.262	-12209.989728	3.769
P7	-5741.349	1495.879	-3483.902191	1.515
P12	-5742.017	1494.519	-10899.527067	8.447
P-1	-5748.642	1499.760	-11105.722800	0.941
P-2	-5749.422	1499.233	-6263.795474	4.228
C161	-5752.820	1501.749	11354.724189	18.551
		倍面積	428.781889	
		面積	214.390944	
		地積	214.39	m ²



地番	(C) 485-5			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
P-2	-5749.422	1499.233	-11215.762073	13.122
P-15	-5760.301	1491.895	-31082.140430	15.986
P-14	-5770.256	1504.402	-7649.884170	8.244
P-6	-5765.386	1511.054	26346.737544	15.636
C161	-5752.820	1501.749	23973.921036	4.228
		倍面積	372.871907	
		面積	186.435953	
		地積	186.43	m ²

【 現 地 写 真 】



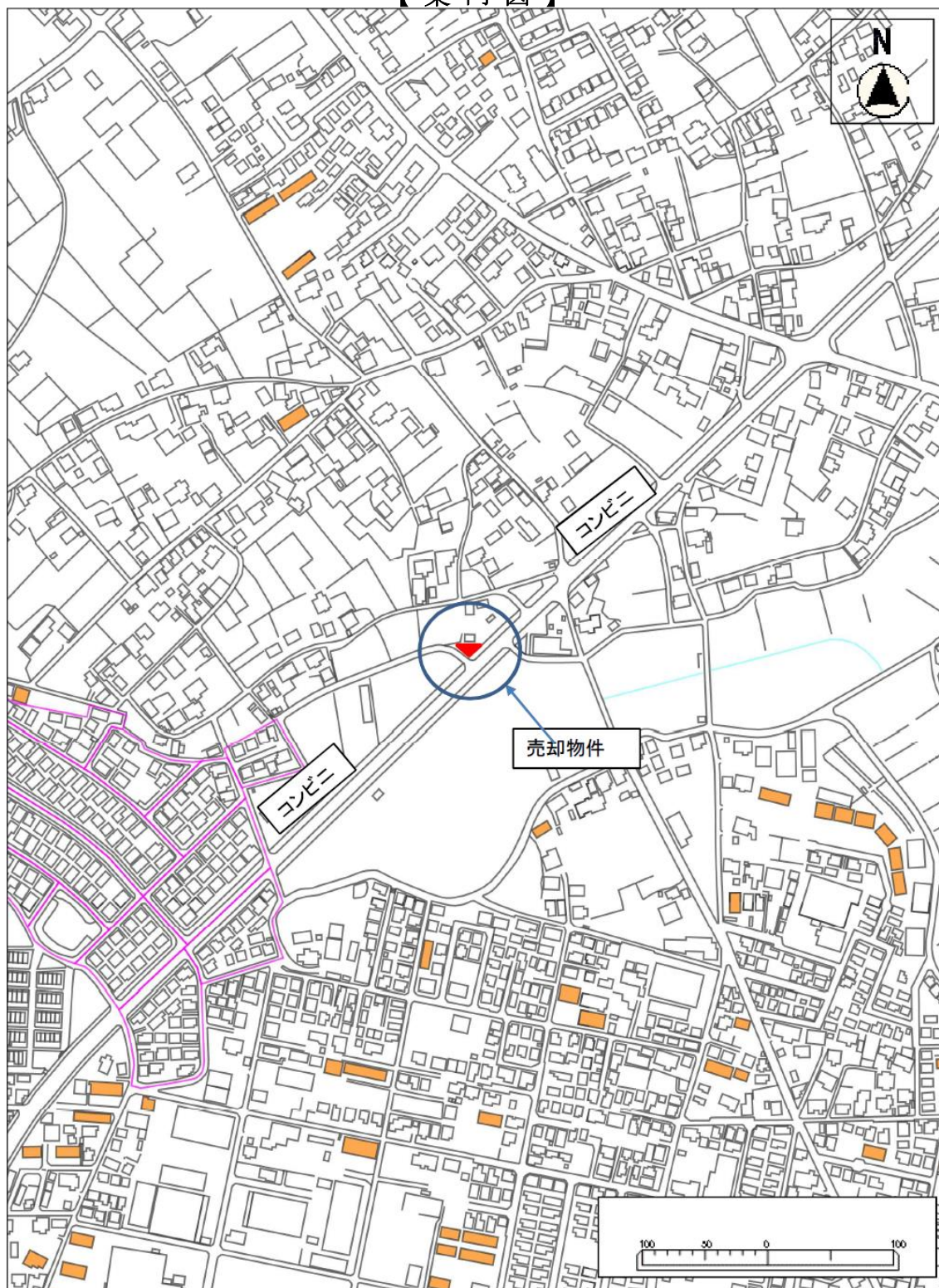
物件調書

			物件番号	7-5
所在地	野田市谷吉 124 番 2、127 番 4			
内訳・面積	地番	地目	公簿面積	実測面積
	124 番 2	雑種地	55 m ²	55.42 m ²
	127 番 4	雑種地	2.28 m ²	2.28 m ²
道路幅員及び 接面状況等	東側で幅員約 18.0 メートルの市道 1061 号線に接面 (建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号) 西側で幅員約 1.1 メートルの市道 22171 号線に接面 (建築基準 法外) 南側で幅員約 4.0 メートルの市道 22291 号線に接面 (建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号)			
法令等に基づく 制限	都市計画区域		市街化調整区域	
	用途地域		指定無し	
	建ぺい率		60%	
	容積率		200%	
	高度地区		指定無し	
	高さ制限		道路斜線制限有り、隣地斜線制限 有り	
	防火地域・準防火地域		指定無し	
	建築基準法第 22 条・第 23 条		指定有り	
	地区計画・建築協定		指定無し	
	最低敷地		指定無し	
私道の負担等に 関する事項	負担等の有無		無	
	負担等の内容			
供給処理 施設状況	供給処理施設		事業所名	電話番号
	上水道	未整備	野田市水道部工務課	04-7124-5146
	公共下水道 (汚水)	未整備	野田市土木部下水道課	04-7199-3907
	公共下水道 (雨水)	未整備	野田市土木部下水道課	04-7199-3907

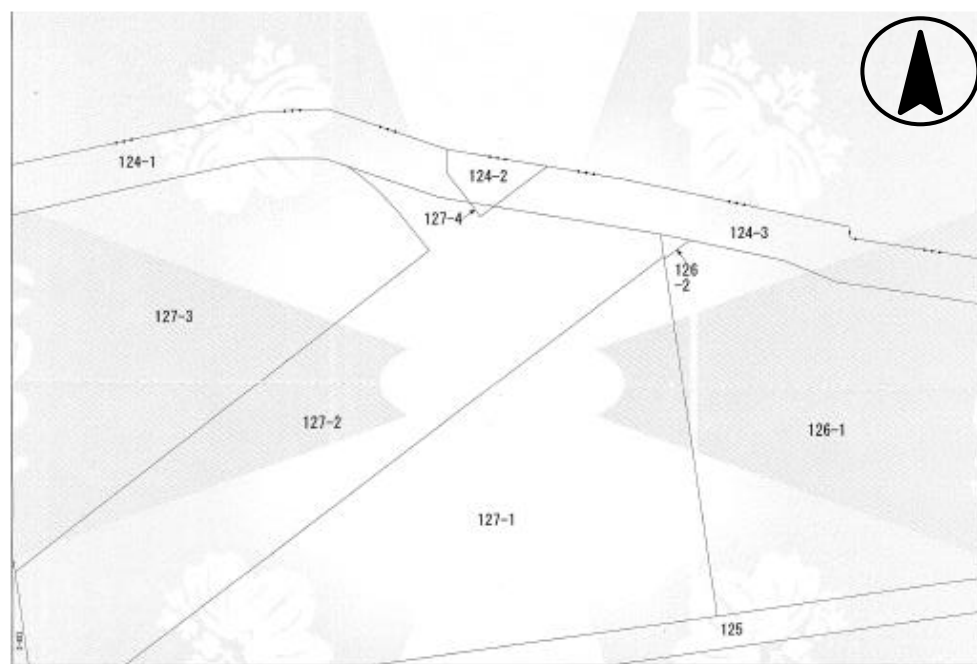
	電気	可能	東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター	0120-99-5007
	ガス	無し	プロパンガス	
	※詳細は、上記事業所にお問い合わせください			
交通機関 (現地までの道路距離)	鉄道	東武野田線「川間駅」から北東へ約 1.7 km		
	バス	朝日自動車バス「日の出町」バス停から東方へ約 900 m 野田市コミュニティバスまめバス「谷津」バス停から南方へ約 200m		
公共機関等 (現地までの道路距離)	公共機関		市役所	約 5.2 km
	小学校		七光台小学校	約 1.2 km
	中学校		北部中学校	約 1.5 km
特記事項	1 建築物の建築制限について 当該地は市街化調整区域であるため、原則、建築物（tent やトタン屋根、プレハブ、コンテナ、トイレの設置を含む）を建築できません。 建築物を建築する場合は、都市計画法の許可及び建築基準法の確認を受ける必要があります。 都市計画法の許可を受けるには都市計画法第 34 条の各号に該当しなければなりません。 2 インフラ施設（水道設備、排水設備、電気設備等）等で落札者が土地利用に当たり追加で費用負担が生じる場合がありますので、各施設管理者に確認してください。 3 上水道について 敷地に接する道路には、水道管が埋設されていません。 敷地内への引き込み管もありません。 上水道を使用する場合は、水道部と協議してください。 4 下水道について 全体計画区域内ですが事業計画区域外のため合併処理浄化槽による汚水処理となります。 雨水については、宅地内浸透にて流出抑制となりますので詳細は管理課で確認をしてください。 5 市道の掘削について			

	民地への出入りや管の取り出し等で、市道を掘削する場合には管理課と協議してください。 6 埋蔵文化財、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。 7 本物件は、現状有姿での引渡しになります。既存工作物、その他現地敷地内に存するものすべてをそのままの状態での売却となります。本市では移動・撤去及び除草等の対応は行いません。 8 残存物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。 9 本物件の境界標について、覆土や喪失、紛失、破損等により、一部現認し難くなっている場合があります。 これらの復元等が必要な場合は、落札者の費用負担で行ってください。 10 当該敷地は、野田市洪水ハザードマップによる浸水が予想される区域に立地しています。詳細については管理課に確認してください。 11 物件に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、本市は責任を負いません。ただし、落札者が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から 1 年以内に協議を申し出ることができるものとし、本市は協議に応じるものとします。
--	---

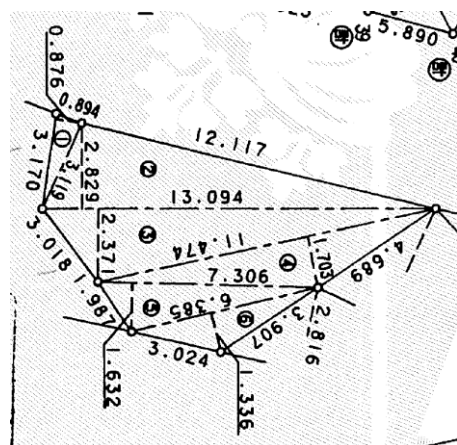
【案内図】



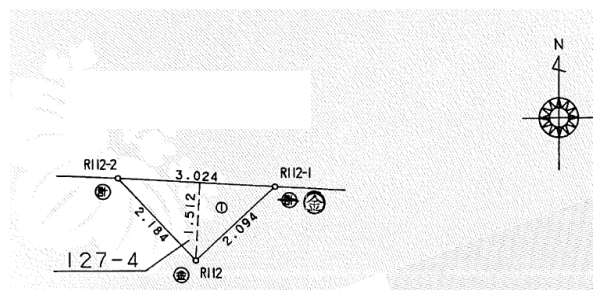
【 公 図 】



【 詳 細 図 】



地 番	124-2		
NO.	底 辺	高 さ	倍 面 積
1	3.170	0.876	2.776920
2	13.094	2.829	37.042926
3	13.094	2.371	31.045874
4	11.474	1.703	19.540222
5	7.306	1.632	11.923392
6	6.385	1.336	8.530360
		倍 面 積	110.859694
		面 積	55.4298470
		地 積	55 m ²



地 番	127-4		
NO.	底 辺	高 さ	倍 面 積
1	3.024	1.512	4.572288
		倍 面 積	4.572288
		面 積	2.2861440
		地 積	2.28 m ²

【 現 地 写 真 】



16 様 式 集

- ・ 各様式をご記入する際には、黒のボールペンで記入してください。

令和 年 月 日

申込者	住所 (※)	〒	
	氏名 (※)	 (印鑑証明印)	
	メールアドレス	共有持分割合	
	電話番号	_____	

共有者	住 所	〒	共有持分割合
	氏 名	 (印鑑証明印)	——
	住 所	〒	共有持分割合
	氏 名	 (印鑑証明印)	——

記

物 件 番 号		入 札 保 証 金	円
財 産 名 称			
入 札 保 証 金 納 付 方 法	納付書払（市発行の納入通知書による）		
使 用 目 的			

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

記

入札保証金の返還請求者		フリガナ				
		住所（所在地）		〒		
		フリガナ				
		氏名・名称				 (印鑑証明印)
振込先 金融機関 ※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	銀行	支店 支所	預金種別	普通・当座	口座番号	
	信用金庫		口座名義人			
	信用組合		フリガナ			
	農協		氏名・名称			
	労働金庫					

46

市有地一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
(宛先) 野田市長

記入例

提出日を記入してください。

令和 年 月 日

市有地一般競争入札参加申込書

【個人の場合】

郵便番号及び住民票に記載の住所、氏名を記入してください。

【法人の場合】

郵便番号及び法人登記簿謄本に記載の所在地、法人名、代表者名の役職・氏名を記入してください。

担当者等の連絡が取れるメールアドレスを記入してください。

担当者等の日中に連絡が取れる電話番号（携帯可）を記入してください。

申込者	住所（※）	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	
	氏名（※）	野田 太郎 (印鑑証明印)	
	メールアドレス	noda@city.nodasi.chiba.jp	
	電話番号	04-7125-1111	
※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載すること。			
共有者	住 所	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	
	氏 名	野田 花子 (印鑑証明印)	
	住 所	〒	
	氏 名		

共同入札の場合のみ記入してください。

下記物件に係る市有地一般競争入札に参加を申し込みます。
なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類 ※ 複数の物件について申込みをされる場合、添付書類は1通で結構です。また、各証明書は発行後3か月以内のものを添付してください。

- 1 誓約書
- 2 身分証明書（個人の場合）
- 3 商業又は法人登記簿謄本（法人の場合）
- 4 印鑑登録証明書

物件調書の物件番号を記入してください。

物 件 番 号	入 札 保 証 金	円
財 産 名 称	野田市鶴奉〇〇番〇〇号	
入 札 保 証 金 納 付 方 法	納付書払（市発行の納入通知書による）	
使 用 目 的		

※ 複数の物件について申込みをされる場合、添付書類は1通で結構です。また、各証明書は発行後3か月以内のものを添付してください。

物件調書の物件所在地を記入してください。

使用目的を記入してください。

入札保証金額を記入してください。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金（金 円）の返還する際は、下記の口座へ返還してください。
なお、返還につき、入札終了後に4週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

申込者欄の住所、氏名と同じ住所、氏名（法人の場合は所在地、法人名、代表者名の役職・氏名）を記入してください。

入札保証金の返還請求者	フリガナ	チバケンノダシツルホウ		
	住所（所在地）	〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7-1		
	フリガナ	ノダ タロウ		
	氏名・名称	野田 太郎 (印鑑証明印)		
振込先金融機関	銀行	信用金庫	信用組合	農協
	労働金庫	野田	支店	支所
	千葉県	野田	支店	支所
	振込先金融機関	野田	支店	支所
預金種別		普通・当座	口座番号	1234567
口座名義人		フリガナ ノダ タロウ		
氏名・名称		野田 太郎		

※ 複数の物件について返還請求をされる場合、物件ごとにこの入札保証金返還請求書が必要になります。

役 員 等 一 覧 表

入札参加資格の確認のため、千葉県警察本部に照会することについて同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

※使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

役職名	ふり がな 氏 名	生年月日	住 所
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	
		明治・大正 昭和・平成 年 月 日	

※ 本様式には、「商業登記簿に記載されている役員全員」及び「支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で役員以外の者」を、団体である場合は「代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者」を記載すること。

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

氏 名

印

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

今般、野田市の市有地一般競争入札に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議はありません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しないもののいずれにも該当しません。
- 2 私は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する野田市の職員ではありません。
- 3 私は、破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員に該当しません。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員に該当しません。
- 5 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員に該当しません。
- 6 私は、いかなる名義をもってするかを問わず、本物件の所有権の取得又は借受け等使用収益権に関して 3、4、5 に掲げるものから委託を受けた者に該当しません。
- 7 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と野田市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

- 8 私は、貴市の市有地一般競争入札に係る「入札公告」、「契約書」等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

住所、氏名（法人の場合は商号又は名称、代表者の役職及び氏名）を記入してください。

提出日を記入してください。

記入例

誓 約 書

令和 年 月 日

（宛先）野田市長

住 所

氏 名

印

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

今般、野田市の市有地一般競争入札に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議はありません。

- 1 私、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しないもののいずれにも該当しません。
- 2 私は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する野田市の職員ではありません。
- 3 私は、破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員に該当しません。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員に該当しません。
- 5 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員に該当しません。
- 6 私は、いかなる名義をもってするかを問わず、本物件の所有権の取得又は借受け等使用収益権に関して 3、4、5 に掲げるものから委託を受けた者に該当しません。
- 7 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - （1）正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - （2）入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - （4）契約の履行をしないこと。
 - （5）契約に違反し、契約の相手方として不適当と野田市に認められること。
 - （6）入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - （7）社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - （8）天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 8 私は、貴市の市有地一般競争入札に係る「入札公告」、「契約書」等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

入札者

氏 名

⑨

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

入 札 金 額

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円也

入札に付する土地

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
			m ²

野田市市有地一般競争入札に関する公告、市有地一般競争入札募集要領を承諾し、現地等を確認の上、上記のとおり入札します。

※ 使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

※ 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭には、入札者の印鑑を押印すること。

入 札 書

記入例

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

入札者

氏 名

印

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

入 札 金 額

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円也
	印	3	5	0	0	0	0	0	0	

入札に付する土地

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
			m ²

野田市市有地一般競争入札に関する公告、市有地一般競争入札募集要領を承諾し、現地等を確認の上、上記のとおり入札します。

※ 使用する印鑑は、印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。

※ 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭には、入札者の印鑑を押印すること。

入 札 辞 退 届

(宛先) 野田市長

下記物件の市有地一般競争入札に参加申込をしましたが、都合により辞退します。

記

物件番号	所 在 地	地 目	地 積
			m ²

令和 年 月 日

住所 _____

申込者 _____

氏 名 _____ (印)

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

市有財産譲渡申請書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

申請者 住所
(フリガナ)
氏名又は商号名称
及び代表者名

印

下記の市有財産を譲渡してください。

記

所在地	
種 別	
面 積	
使用目的	
譲渡価格	

土地売買契約書（案）

売渡人 野田市（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）
とは、次の条項により土地売買契約を締結する。

（信義則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買土地）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

売買物件

所在	地番	地目	面積（㎡）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（落札額）円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金（落札額の10/100以上（1円未満切上げ））円を、甲の発行する納付書により、契約締結時と同時に納入するものとする。

2 前項の契約保証金のうち、金○○○, ○○○円は、入札保証金を充当する。

3 第1項に規定する契約保証金は、第17条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 第1項に規定する契約保証金には、利息は付さないものとする。

5 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金は、甲に帰属するものとする。乙の責に帰すべき事由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、また、同様とする。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた金○○, ○○○, ○○○円を一括して甲の発行する納入通知書により、契約締結日から30日以内に甲に支払わなければならない。

（延滞金）

第6条 乙が前条に規定する売買代金の納入を同条に規定する期日までに行わず延滞した場合、乙は、甲に納入期日の翌日から納付した日までの日数に応じて、当該代金に対し年14.6パーセントを乗じて計算した金額（100円未満の場合を除く。）を延滞金として支払わなければならない。この場合における計算方法は、閏年の含む期間についても1年365日として日割計算とする。

(充当の順序)

第7条 甲は第5条の売買代金及び前条の延滞金を支払うべき場合において、現に納付のあった金額が売買代金及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、売買代金の順序で充当する。

(所有権の移転及び物件の引渡し)

第8条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権移転登記の嘱託及びその費用)

第9条 甲は、乙が売買代金を完納したときは、遅滞なく所有権移転の登記を、千葉地方法務局柏支局に嘱託するものとする。この場合に必要な登録免許税は、乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

第10条 所有権移転登記完了後における売買物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(売買条件)

第11条 乙は、売買物件を破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその役職員又は構成員にその活動のために利用してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。

2 乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその他の構成員にその活動のために利用してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。

3 乙は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその代表者、主宰者又はその他の構成員の事務所の用に供してはならず、かつこれらの業の用に転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。

4 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならず、かつこれらに転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。

5 乙は、売買物件を環境に著しく負荷を課す恐れのある業の用に供してはならず、かつこれらの業の用に転売し、貸付けし、使用させてはならないものとする。

(違約金)

第12条 乙は、前条に規定する義務に違反したときは、違約金として甲に売買代金の3割の額を支払うものとする。

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める規定に違反したとき、義務を履行しないとき又は本契約書添付の誓約書の内容に虚偽があったときは、催告なしに本契約を解除することができる。

2 乙は、前項による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復又は更地にして甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該売買物件の所有権移転登記の承諾書その他甲が指示する書類を作成した上、甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 乙は、第13条の規定により本契約が解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金)

第16条 甲は、第13条の規定により本契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、第12条の規定により違約金が発生した場合において、甲は返還する売買代金から違約金を差し引くものとする。

2 前項の返還金には、利息は付さないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第18条 本契約締結後、売買物件の引渡しまでの間において、売買物件が甲の責に帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、乙の負担とし、甲に対して、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合)

第19条 乙は、本契約締結後、売買物件が契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解

除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものと
し、甲は協議に応じるものとする。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴えの管轄は、野田市を管轄区域とする千葉地方裁判所松戸支
部とする。

(疑義等の決定)

第21条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の
上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その
1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

千葉県野田市鶴奉7番地の1
甲 野田市
野田市長 鈴木 有

乙